

子育て支援・少子化対策にかかる基本計画の概要(現行プラン)

資料4

	H22～H26	H21.6月子育て支援・少子化対策条例公布	H27～H31	備考(国の動き等)
名称	みんなで育てるとやまっ子未来プラン		かがやけとやまっ子みらいプラン	
めざす社会	子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会		同左	
基本理念	①すべての子どもと保護者への支援 ②社会全体での取り組み ③価値観の尊重 ④子どもの権利の尊重		同左	
3つの基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。 ・仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。 ・すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。 		同左	
基本方針 及び 基本的施策	I 家庭・地域における子育て支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て家庭に対する支援 2 地域における子育て支援の促進 3 安心して子育てができる生活環境の整備 4 母と子の健康づくりへの支援 	同左	H27.3月少子化社会対策大綱(第3次)「 <u>個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会</u> をつくる。」と明記。
	II 仕事と子育ての両立支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 仕事と生活の調和の実現に向けた働き方の推進 2 子育てと両立できる職場環境の整備 3 就業支援 		
	III 子どもの健やかな成長の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの権利と利益の尊重 2 子どもの健全な育成 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進 		
	IV 経済的負担の軽減	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減 		
	V 子育て支援の気運の醸成	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育て支援の気運の醸成 		
重点施策	<p>(1) 親の就業形態や子どもの成長過程に応じた切れ目のない子育ての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブの拡充(開設日数、時間、長期休業への対応)と指導員の資質向上 ・NPO、ボランティア団体、子育てサークル等の立ち上げや活動支援 ・子育て支援を行う地域の様々な団体のネットワークの促進 <p>(2) 仕事と子育ての両立ができる新しい働き方の推進(ワーク・ライフ・バランス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和の実現に向けた好事例情報の提供 ・両立支援に取り組む企業の表彰 <p>(3) 将来の夢や希望を持ち、目標に向かってチャレンジする子どもたちの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動やふるさと教育の推進 ・栄養教諭の計画的な増員配置などによる食育・健康教育の推進 <p>(4) 未婚化・晩婚化に対処するため、結婚や就職などについて、若者への機会の提供や支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結婚を希望する若者への出会いの機会の拡充 ・若者就職支援の強化 <p>(5) 保護者の責任を第一としながらも、すべての県民が子どもの育ちや子育てに関心を持ち、暮らしの中に子育て支援の文化が根付く社会全体で子育てを支援する気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に取り組む個人・団体等の顕彰 ・とやま子育て応援団事業の制度の充実 ・結婚や子育ての意義、喜びを伝えるポジティブキャンペーン 		<p>(1) 教育・保育・子育て支援のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度に対応した質の高い教育・保育の一体的提供の推進 ・病児・病後児保育など多様な保育の更なる充実 ・放課後児童クラブの時間延長支援 <p>(2) 仕事と子育ての両立支援の実効のある取り組みの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般事業主行動計画の策定対象の範囲拡大 従業員51人以上 ⇒ 従業員30人以上 <p>(3) 男性の育児・家事への参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イクメン・カジダン出前講座(企業・大学)の開催 ・旧来の男女の役割や働き方の見直し <p>(4) 結婚を希望する男女への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とやまマリッジサポートセンターにおける支援 お見合いの実施、会員向け・企業向けセミナーの開催 <p>(5) 若い世代へのライフプラン教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・高・大学生を対象としたライフプラン教育の推進 <p>(6) Uターン就職の促進など若者の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北陸新幹線開業の効果を最大限に活かした、若者の県内定着の促進 <p>(7) 多子世帯の経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以上の保育料の無償化 ・多子世帯向け融資の拡充(実質的な無利子化) ・子育て応援券の手厚い配布(第1子・2子は1万円分、第3子は3万円分) 	<p>H27.4月子ども・子育て支援新制度本格施行</p> <p>H27.4月次世代育成支援対策推進法延長</p> <p>H28「ニッポン一億そう活躍プラン」希望出生率1.8の実現</p>